

平成 25 年 2 月 15 日

債権届出期間及び債権調査期間の通知書

債権者 各位

東京地方裁判所民事第 20 部合議 C 係 裁判所書記官 吉田 真悟
電話 03-3581-5429

当裁判所は、次の破産事件について、下記のとおり債権届出期間及び債権調査期間を定めましたので通知します。

事件番号 平成 23 年 (ワ) 第 17300 号
栃木県那須郡那須町大字高久丙 1796 番地
破産者 株式会社安愚楽牧場
代表者代表取締役 三ヶ尻久美子
破産管財人の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー 31 階 成和明哲法律事務所
弁護士 渡邊 顯
電話 0120-130-560 (コールセンター)

記

- 1 債権届出期間 平成 25 年 4 月 1 日 (月) まで
債権届出書及び交付要求書の提出先
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー 31 階
成和明哲法律事務所 気付
東京地方裁判所平成 23 年 (ワ) 第 17300 号 事件書類受領事務担当 行
- * 注意事項
本破産事件における破産債権の届出については、次の (1)ないし(3)の取り扱いとすることとされておりますので、お知らせします。
(1) 先行する再生手続においてされた再生債権の届出は本破産事件における破産債権の届出として扱いますので、再生債権届出書を提出した債権者は、その届出内容に変更がなければ改めて破産債権の届出をする必要はありません (民事再生法 253 条)。なお、住所等の連絡先を変更したときは届け出てください。
(2) 再生手続で再生債権の届出をしていない債権者 (労働債権者等) は、新たに債権届出書を提出する必要があります。
(3) 新たに債権の届出をする債権者又は届出内容の変更をする債権者は、上記コールセンターまでご連絡ください。
- 2 債権調査期間 平成 25 年 6 月 3 日 (月) から平成 25 年 6 月 21 日 (金) まで
債権調査期間における認否書の閲覧は、「東京都 []」で行います。認否書を閲覧の上、他の届出債権者に異議を述べる場合は、閲覧場所に備え置き書面を所定の回収箱に提出する方法で行ってください。

破産手続の進行についてのお問合せは破産管財人 (コールセンター: 0120-130-560) までお願い致します。

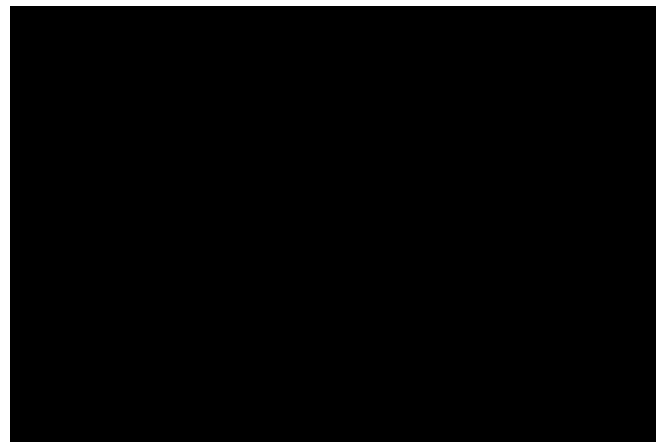
債権者 各位

ご 連 絡

破産者 株式会社安愚楽牧場
破産管財人 弁護士 渡邊 顯

左記の裁判所の通知書の債権調査期間等について、以下のとおり補足説明させていただきます。

- 1 債権調査期間における認否書の閲覧場所
閲覧場所は、次の案内図のとおりです。



- 2 閲覧期間
平成 25 年 6 月 3 日 (月) から平成 25 年 6 月 21 日 (金) までの午前 10 時から午後 5 時 (土日を除く)

- 3 注意事項
債権調査期間における認否書の開示は、債権者に破産管財人の債権調査の結果を示すものです。
債権届出をした債権者で当職から異議通知が届いていない場合は、その届出債権は認められていますので、ご自分の届出債権の確認のために認否書の閲覧に来て頂く必要はありません。
また、他の債権者の債権に異議を述べるつもりがなければ、他の債権者の債権の確認のため認否書の閲覧をする必要もありません。